

令和4年度

山形地方最低賃金審議会
特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会

議 事 録

令和4年9月27日(火)

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和4年9月27日(火)
10時～10時40分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員25名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員-電・整	鈴木 和幸 委員-機	岩田 雅史 委員-機
コーエンズ久美子委員-機・電	長瀬 義明 委員-機	丹 哲人 委員-機・整
本間 佳子 委員-機・部・整	朝倉 義幸 委員-電	保科 幸夫 委員-機
丸山 政己 委員-機・電・部	柿崎 隆英 委員-電	太田 宏明 委員-電
村山 永 委員-部・整	納富 聡 委員-電	大沼 拓雄 委員-電・部
	木根 渕広樹 委員-部	高橋 雅之 委員-電
	今田美津良 委員-部	鈴木 合子 委員-部
	今野 直路 委員-部	鈴木 仁 委員-部
	小川 修平 委員-整	佐藤 光芳 委員-整
	高橋 英樹 委員-整	東海林 誠 委員-整

注) 機：一般機械、電：電気機械、部：自動車部品、整：自動車整備

【欠席委員】(労側委員) 長谷部泰晴 委員-機
(労側委員) 小野 英晃 委員-整

(事務局)

労働基準部長	横田 秀樹
賃金室長	高橋 利明
賃金指導官	小林 美里
賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

(1) 専門部会運営規程について

(2) 各専門部会の開催日程(案)について

(3) その他

5 閉 会

令和4年度山形地方最低賃金審議会
山形県特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会 議事録
令和4年9月27日(火)

賃金室長

ただ今から、令和4年度山形地方最低賃金審議会山形県特定(産業別)最低賃金第1回合同専門部会を開催いたします。部会長が決定するまでの間、事務局のほうで進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は公開となっております。傍聴者が1名いらっしゃいます。また、報道機関から取材の申込みはございませんでした。

本日、お集まりいただきました皆様には、9月15日付けをもちまして山形地方最低賃金審議会山形県特定(産業別)最低賃金専門部会委員として任命させていただきました。辞令書をお手元に配付しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お配りしております資料1の1に名簿をお付けしております。名簿は五十音順、敬称は省略させていただきました。名簿に沿ってご紹介させていただきます。

初めに、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、公益委員として、コーエンズ委員です。本間委員です。丸山委員です。労働者側委員として、鈴木委員です。長瀬委員です。長谷部委員、今日はご欠席です。使用者側委員として、岩田委員です。丹委員です。保科委員です。

次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業の専門部会については、公益委員として、押野委員です。コーエンズ委員です。丸山委員です。労働者側委員として、朝倉委員です。柿崎委員です。納富委員です。使用者側委員として、太田委員です。大沼委員です。高橋委員です。

次に、自動車・同附属品製造業の専門部会については、公益委員として、本間委員です。丸山委員です。村山委員です。労働者側委員として、木根渕委員です。今田委員です。今野委員です。使用者側委員として、大沼委員です。鈴木委員です。鈴木委員です。

次に、自動車整備業の専門部会については、公益委員として、押野委員です。本間委員です。村山委員です。労働者側委員として、小川委員です。小野委員、今日はご欠席です。高橋委員です。使用者側委員として、佐藤委員です。丹委員です。東海林委員です。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

さて、特定(産業別)最低賃金専門部会は、四つの産業別に開催されるものでございますが、各部会とも第1回につきましては、部会長・部会長代理の選出、専門部会運営規程や審議日程の確認などが主な内容でありますので、四つの専門部会合同での開催にさせていただきました。

次に、各専門部会の委員の定数についてであります。最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内と規定されております。また、会議の開催に必要な定足数は、第5条第2項により委員の3分の2以上、すなわち6名以上、又は公労使委員の各3分の1以上、すなわち各側1名以上の出席が必要となっております。本日欠席の委員は、一般機械専門部会の労働者側長谷部委員と自動車整備専門部会の労働者側小野委員ですが、各専門部会とも定足数を満たしておりますので、この合同専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局を務めます山形労働局の職員をご紹介します。労働基準部長の横田です。賃金指導官の小林です。賃金係長の牧野です。賃金室長の高橋と申します。事務局一同、円滑な審議会の運営に精一杯務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

また、皆様のお手元に、本年度の全国の地域別最低賃金の答申状況、山形県最低賃金のリーフレット、中小企業・小規模事業所に対する最低賃金引上支援のための業務改善助成金制度の対象期間延長・対象拡大・要件緩和等の改正点をまとめたリーフレットを配付させていただきました。参考にご覧いただければと思います。

それでは、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の横田からご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

労働基準部長の横田と申します。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この合同専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今ほどご案内いたしましたとおり、皆様には今月15日付けをもちまして専門部会委員として任命をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年度改正となる山形県地域別最低賃金につきましては、今月6日に官報公示を行いまして、来月6日から32円引上げ、時間額854円として発効する予定となりました。また、本県で設定されております四つの特定最低賃金につきましては、先月26日に改正の必要性有りとする審議会の答申を頂きまして、同日、山形労働局長からの改定決定の諮問を経て、本専門部会でのご審議をお願いすることになった次第でございます。

本日、第1回目ということでございまして、四つの業種合同の専門部会として開催をいたしますが、次回以降につきましては、設定業種それぞれの専門部会に分かれてご審議をお願いする形となっております。委員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、特定(産業別)最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会の報告におきまして、関係労使のイニシアティブの発揮によって決定されるべきものという位置付けがなされております。委員の皆様には、大変ご苦労をおかけすると思っておりますが、各専門部会では全会一致による結審となるよう、特段のご配慮を賜りたいと考えております。どうぞよろしくご審議の程、お願い申し上げます。

賃金室長

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行いたいと思います。部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により準用する第24条第2項により、公益委員の中から選出をすることとなっております。先に開催いたしました公益委員会議においてあらかじめ協議をさせていただいております。次のとおりご提案申し上げます。ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、部会長に丸山委員、部会長代理にコーエンズ委員。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業の専門部会については、部会長に押野委員、部会長代理に丸山委員。自動車・同附属品製造業の専門部会については、部会長に村山委員、部会長代理に本間委員。自動車整備業の専門部会については、部会長に本間委員、部会長代理に村山委員。以上のとおりご提案申し上げます。労働者側委員の皆様、使用者側委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。(「異議なし。」の声)ありがとうございます。皆様のご了解が得られましたので、事務局提案のとおりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は、四つの専門部会の部会長を代表して自動車整備専門部

会の本間部会長に議長をお願いしたいと思います。

部会長

ただ今、自動車整備業専門部会部会長を拝命いたしました本間佳子です。山形県特定(産業別)最低賃金の審議におきましては、労使委員の皆様へのイニシアティブにより充実した審議を行ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。まず、議事の(1)山形県最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

賃金室長

それでは、資料1の2をご覧ください。山形地方最低賃金審議会運営規程、こちらは本審議会の規程でございます。その次の資料1の3、こちらが山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。この運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められている事項以外の専門部会の運営について定めているものでございます。主な条文についてご説明いたします。第2条は、専門部会の招集の手続について定めております。第3条は、テレビ会議システムを利用した会議出席について、及び会議欠席等の場合の通知について定めております。第4条は、部会長は会議の議長となり議事を整理するとなっております。第5条は、会議の公開について定めております。会議は原則として公開する。ただし公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとなっております。専門部会では、具体的な金額審議を行いますので、個人情報保護あるいは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの理由で非公開の運用にしているところです。第6条は、議事録の作成について定めております。第5条と同様に、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する、となっております。第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、会長に報告する、となっております。こういったところが主な内容でございます。今年度は規程を改正する必要はなく、現行の規程で運営してまいりたいと考えております。

部会長

ただ今の事務局からの説明について、意見や質問等はございませんでしょうか。(意見なし。)よろしいでしょうか。それでは、今年度、専門部会運営規程につきましては、現行の規定に則って運営していくことを確認したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。(「異議なし。」の声)ありがとうございます。それではそのようにしたいと思います。次に議事の(2)専門部会の開催日程について事務局から提案してください。

賃金室長

資料1の4でございます。開催日程の前に、まず今年の1月7日に全員協議会を開催しておりますので、そのことについて少しご報告させていただきたいと思っております。本日も出席の皆様のうち半分くらいの方はこの全員協議会に出席いただいておりますが、もう半分くらいの方は出席いただいておりますので、その時の内容をご説明させていただきたいと思いま

す。この全員協議会といいますのは、本審議会とは別に、公労使の委員が一堂に会しまして、審議会の運営等について意見交換や申合せなどを行う会議でございます。今年の1月7日に全員協議会を開催いたしまして、特定(産業別)最低賃金専門部会の審議回数については、当初の設定回数を4回とし、速やかな結審に努めるものとする、という確認を頂いたところでございます。この設定回数4回といいますのは、本日の合同専門部会を含めて4回ということですので、実質的な金額審議を3回行っていただくということになります。大変お忙しい中とは存じますが、円滑なご審議により第4回で結審できますよう特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、具体的な日程案についてですが、資料1の4①が全体を日付順に並べたもの、②が産業別の部会ごとにまとめたものでございます。②のほうでご説明したいと思っております。一般機械専門部会が、第2回10月6日木曜日の15時から、第3回10月18日火曜日の10時から、第4回10月20日木曜日の10時から。電気機械専門部会が、第2回10月6日木曜日の10時から、第3回10月12日水曜日の10時から、第4回10月19日水曜日の10時から。自動車部品専門部会が、第2回9月28日水曜日の15時から、第3回10月12日水曜日の15時から、第4回10月17日月曜日の15時から。自動車整備専門部会が、第2回10月5日水曜日の10時から、第3回10月17日月曜日の10時から、第4回10月21日金曜日の10時からでございます。日程の調整に当たっては、全ての専門部会を全員の出席で開催するということは大変難しく、できるだけ多くの方からご出席いただけるように調整いたしました。しかしながら、不都合とのご連絡をいただいていた日時での開催になってしまった委員もいらっしゃいます。誠に申し訳ございません。大変厚かましいのですが、更なる日程調整をお願いできればありがたいと存じます。次に、資料1の5をご覧ください。これは答申日、発効日の一覧でございます。前回の本審議会におきまして12月25日発効を目指すことを確認しておりますので、そこから逆算し、答申を頂く本審議회를10月26日に設定しております。日程案については以上です。

部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から提案していただいた開催日程案につきまして、委員の皆様、いかがでございましょうか。ご意見ありますでしょうか。特にご意見がなければ事務局案のとおりで開催していくということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。「異議なし。」の声)ありがとうございます。それでは事務局案のとおり開催していくことにいたします。

次に、議事の(3)その他に入ります。そのほかの配付資料について事務局から説明してください。

賃金係長

資料2の1令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。基礎調査の概要についてですが、山形県全域で行っている調査になります。調査産業及び調査事業所については、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それと、理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。調査対象事業所につきましては、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から、無作為に抽出して調査を行っております。令和4年度は1,611事業所を対象としております。今年度は調査方法等に変更はございませんでしたけれども、昨年度は1,672件を調査対象としておりましたので、今年度

は60件ほど少ない調査数となっております。

調査の実施につきましては、令和4年5月中旬から7月上旬の間に郵送とオンラインによる通信調査で行っております。そのうち回答のあった事業所数は1,080件で、回答率は67%となっております。回答いただいた中から、労働者がいない事業所や家族従事者だけで行っている事業所、事業を廃止している事業所などを除きますと、有効回答数としましては調査対象事業所の58.5%。昨年度は有効回答数が59%でしたので0.5ポイント下がっているという結果となっております。調査事項につきましては、4の(1)イからニに記載している事項となりますけれども、6月1日現在の労働条件で、6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果については、時間当たりの所定内賃金額、これは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除いたものとしております。その所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に、母集団の労働者数に還元して集計しております。

次のページからは、調査結果です。表1について特定産業の最低賃金未満率及び未満者数を表したのになります。四つの産業別、規模別に3年度分を載せた表となっております。現行額は令和3年度に改正された特定最賃額、未満率・未満者数ともに現行額に対する数値です。未満者数は事業所母集団に還元した人数となっております。4業種それぞれの未満率、未満者数ですけれども、ポンプ・圧縮機器、産業用機械等製造業については未満率が3.8%。未満者数54人と昨年度よりも減少しております。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業につきましても、未満率13.9%、未満者数729人と昨年度より減少しております。自動車・同附属品製造業については、未満率6.3%、未満者数107人。どちらも昨年度より減少しております。自動車整備業についても、未満率3.6%、未満者数28人。こちらについても昨年度より減少しております。下の方には参考として地域別最低賃金の表、改正前の822円での未満率・未満者数、それと10月6日改正後の854円での影響者数・影響率について載せております。

次に表2になります。細かいのですが①から④までありまして、四つの産業別での特定最賃の調査結果表となります。これらについては65歳以上、年齢等適用除外者を除いた数値になります。①は一般機械、②は電気機械、③は自動車・同附属品、④は自動車整備となっております。①の一般機械のほうで説明させていただきますと一番上の中心あたりに産業ということで業種が書いてございます。その左側の方には1円刻みで数字が載っております。1円刻みで時間当たりの所定内賃金額が載っております。一般産業機械ですと太線の下888円が現行の最低賃金のラインとなっております。カッコ内の数字が未満率、54というのが未満者数となります。他の②、③、④も最低賃金の欄に付箋が貼ってあるところが未満者数になりますので後でご確認いただければと思います。

次に資料2の2について説明させていただきます。①から④まで四つの産業別に特定最低賃金、適用事業所数、労働者数、未満率、影響率等の推移を平成25年度から表したのになります。1は特定(産業別)最低賃金の推移としまして、各年度の改正時間額、引上げ額、引上げ率、効力発生日を表しています。2は適用事業所数、適用労働者数となります。3は未満率・未満者数となります。こちらは年度ごとの改正前の最低賃金額に達していない労働者の割合となっております。その下に事業所規模別の未満率も載せております。4は影響率ですが、令和3年度までの改正後の最低賃金額に達していない労働者の割合になります。令和4年度は空欄となっております。5は特性値の推移として第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数をそれぞれ載せております。なお、その下の表ですが、参考として山形県最低賃金の推移を載せております。こちらも①から④までそれぞれ産業別に作成しておりますのでご確認ください。

次に資料3です。こちらの方は昨年度から資料として付けさせていただいておりますが、令和4年度賃金改定状況調査結果の第4表①から③を添付しております。第4表の①につきましては、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと、賃金上昇率が昨年の0.4から今年1.5へ上昇しています。ランク別で見ても、AからDまで全て上昇しています。第4表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。一般、パート計の欄の数値は先ほどの男女計の数値と同じですけれども、一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は0.5から1.5に拡大、Dランクでは0.5から2.0に拡大しています。同じくパートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は0.2から1.5に拡大、Dランクは-0.2から1.5に拡大しています。次に、第4表の③ですが、こちらは、今年、中賃の委員からの要望で追加作成されたものです。これは、表題にありますとおり、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計の欄のランク計は1.1から2.1に拡大、Dランクでは1.2から2.4に拡大しております。私からの説明は以上になります。

賃金室長

続きまして、資料4の1をご覧ください。山形県経済動向月例報告でございます。9月13日に山形県から公表されました。8月と9月との比較が示されています。総括判断は、本県経済は、総じてみれば緩やかに持ち直している。個人消費は、一部で弱含んでいるものの、総じてみれば持ち直しつつある。鉱工業生産は、持ち直している。雇用情勢は、改善が進んでいる、となっております。

次に、資料4の2をご覧ください。山形県鉱工業指数でございます。8月31日に山形県から発表された令和4年6月の速報です。季節調整済指数が110.2と、前月に比べ9.1%の上昇、2か月ぶりの上昇となっております。東北、全国の状況もございしますが、いずれも生産指数は上昇しております。説明は以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明について質問がございましたらお願いします。(質問なし。)よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから、次回以降の各専門部会についての公開・非公開について皆様にお諮りしたいと思います。次回以降の各専門部会については非公開で行いたいと考えておりますが、これについてご意見ございませんでしょうか。(意見なし。)よろしいでしょうか。それでは、ご異議ないようですので、次回以降の各専門部会については非公開で行います。その他、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

報告がでございます。8月26日に開催いたしました第4回本審議会の後、9月16日までの間、四つの業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に係る公示を行いましたけれども、意見の提出がなかったことをご報告いたします。

もう一点、この専門部会終了後の打合せの会場を準備しております。使用者側、労働者側それぞれ準備しております。

部会長

今後、委員の皆様方には、お忙しい中での審議となりますけれども、各専門部会におきましては、十分な議論を重ねていただきまして、できるだけ全会一致の結審ができるようにご

協力の程よろしくお願ひいたします。

本日の合同専門部会は、各委員の皆様のご協力によりまして、円滑に進めることができましたことを感謝申し上げます。

これもちまして、本日の合同専門部会を終了といたします。ありがとうございました。